

撃退!

悪質商法

自分だけは大丈夫と思っていませんか？
手口はますます巧妙になっています

その1 投資話にご注意

悪質商法 あれこれ

電話に出たら…

A社の社債をお持ちではありませんか？
購入価格の2倍で買い取らせていただきます。

そんなもん持ってへんわ。

老後の生活費に不安
はありませんか？ここだけの話、
絶対に安全なA社の社債があります。
個人の方しか買えないので、代わりに買って
もらえませんか？当社が3倍の価格で
買い取ります。お持ちいただいても、
毎月配当があるので
お得ですよ。

この前も電話があったなあ。
銀行に預けても
利息はないのと同じやし、
3倍ならいい話やし…。



STOP

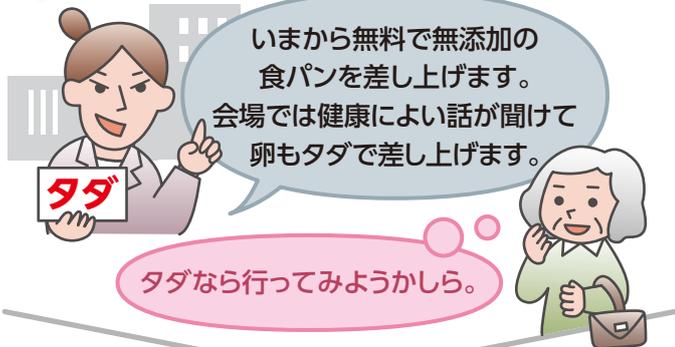
ちょっと待って!

社債などの投資話は、利益や元本が保証されていないものがほとんどです。取引の仕組みがわからないときは、契約しないようにしましょう。2人以上の業者が役割を分担して消費者を信用させる手口(劇場型)には、特に注意が必要です。

業者2

その2 催眠商法など

街を歩いていたら...



タダなら行ってみようかしら。

卵ほしい方?

うどん

石けん

ハイ ハイ ハイ

いつもは、30万円する磁気布団。今日は半額、限定2枚、早いもの勝ち。

ハイ ハイ ハイ



ちょっと待って!

景品につられて会場に出かけると、最後には高額な商品を買わされることもあります。「無料(タダ)」の誘い文句にのらないようにしましょう。

その3 訪問販売 (点検商法など)

ドアを開けたら...



この地域の建築物耐震診断にきました。無料で診断しますよ。

このままでは、地震で簡単に建物が倒れてしまいます。耐震工事をされてはいかがでしょう? 今なら、キャンペーン中で、30%引きです。



地震で家が壊れたら困るわ。



ちょっと待って!

無料点検を装って訪問し、不安をあおったり、いろいろな理由をつけて契約を急がせる事業者には注意しましょう。その場で決めず複数の事業者から見積りを取るなど、慎重に契約しましょう。

その5 通信販売

新聞を読んでいたら、テレビを見ていたら、ラジオを聞いていたら、インターネットを見ていたら...

今なら2個セットで大変お得です。これでたった〇〇円!



これであなたも健康に!

安くて、健康によいなら買ってみようかなあ。最近、ちょっと疲れやすいし、よく効くなら...



ちょっと待って!

通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。申込みする前に、返品できるかなどの契約の条件、相手が信用できる業者かを十分確認しましょう。

グ・オフ できるとき!

その4 訪問購入

電話に出たら…

着物なら
どっさり
あるけど。



いらなくなった
着物はありますか?
買い取りますよ!



着物よりも
指輪や宝石は
ないの?



早く帰って
くれない
かしら…

大事な形見まで
ごっそり持って帰られた!!!



ちょっと待って!

不用品の買い取りを口実に、宝石や貴金属などを強引に、買い取っていく商法です。売る気がなければ、キッパリ断りましょう。

訪問購入って?!

店舗以外の場所で、事業者が消費者から買い取る契約です。「押し買い」ともいわれます。

大阪府消費生活センター作成のステッカー



お断りステッカーを玄関付近の訪問者から見える場所に貼りましょう。悪質な事業者の強引な勧誘をけん制できます。必要な方は、お住まいの市町村等の消費生活相談窓口、または大阪府消費生活センターにお問い合わせください。

グ・オフ できないとき!

その6 架空請求・不当請求 など

身に覚えのないメールが届いた! ワンクリックで、表示された画面が消えなくなった!

登録完了!
ご利用料金 50,000円
指定口座へ
お振り込みください。



ご入会ありがとうございます。
このメールに心あたりのない方は、
00-0000-xxxxx まで
ご連絡ください。



えっ! 何に登録したんだろう? お金を払って!?



ちょっと待って!

請求画面が表示されたとしても、契約が有効に成立しているとは限りません。自分から連絡を取ると個人情報をお教えしてしまうことになります。身に覚えがなければ、お金を払わず無視しましょう。

送り付け商法(ネガティブ・オプション)

注文した覚えのない商品が送られてきた!



ちょっと待って!

注文していない商品が一方向的に送り付けられた場合、受取りを拒否しましょう。もし受け取ってしまった場合でも、商品は処分することができます。また、商品代金の支払いを請求されても、応じる必要はありません。家族や知人からのプレゼントではないか、処分する前に一度確認してみましょう。

よくあるトラブル ~「お試し定期購入」にご注意!~

定期購入であることがわかりにくい表示の例



例①

何度もスクロールしないと定期購入が条件であることが表示されない

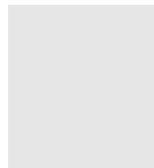
※購入・申込ボタンよりも下に表示されている場合もある

例②

定期購入であることや解約条件が、小さい文字で表示されている

「『お試し価格980円』という広告を見て、インターネット通販で、1回だけ購入するつもりで申し込んだが、継続的に商品が送られてくる定期購入の契約となっていたようで、2回目の商品が送られてきた。解約のためには電話で申し出る必要があるが、電話が繋がらない」などというトラブルが多く発生しています。

定期購入であることがわかりにくく、小さい文字で表示されていることがあり、注意が必要です。購入前に、定期購入が条件でないかなどを必ず確認しましょう。



特定記録

契約者氏名

住所

代表者様

豆知識

法律の改正により、事業者は、消費者の承諾を得れば、契約書面等を電磁的方法(電子メールの送付等)で交付することが可能になりました。



重要なことだから見落としがないようにしっかり読まないといけないなあ



- ・契約内容を確認し、きちんと理解して契約しましょう
- ・受け取った契約書は必ず保管しておきましょう
- ・電子データの保管が不安な場合は、紙の書類をもらいましょう

右の表にある取引で契約をした場合、
一定の期間内であれば、
消費者は、無条件で
申込みの撤回や
契約を解除
(クーリング・オフ)
することができます。



取引形態	クーリング・オフ期間
訪問販売、電話勧誘販売、訪問購入	8日間
エステや英会話教室などの特定継続的役務提供	8日間
いわゆる内職商法などの業務提供誘引販売取引、いわゆるマルチ取引などの連鎖販売取引	20日間

クーリング・オフの方法

- 法律に定められた書面を受け取った日から一定期間内に、ハガキまたは電子メール等の電磁的記録で行います
- 必要事項(契約解除通知書参照)を記入し、コピーまたはスクリーンショット※などの方法で保存します。ハガキの場合は郵便局窓口から特定記録郵便か簡易書留で出します(コピーと受領証は保管します)
- クレジットカードを利用した場合は、同様の書面を2通作成し、クレジットカード会社にも同時に送付します(電磁的記録は不可)
※スクリーンショットとはスマートフォン等の操作画面の表示状態をそのまま撮影して画像化する機能

クーリング・オフ期間の例

契約書を受け取った日

訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供などは8日以内

内職商法・マルチ取引は20日以内

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

クーリング・オフができない場合(例)

- 店舗での購入
- 3,000円未満の現金取引
- 自動車
- 通信販売
- 使用した消耗品(化粧品や健康食品など)

豆知識

通信販売は、事業者が定めた返品特約(返品ルール)に従います

〈例〉「商品到着後、5日以内は返品可」「返品は受け付けません」など

契約解除通知書

【契約日】 年 月 日

【商品名・サービス名】

【契約金額】 円

【会社名】

【担当者名】

上記日付の契約を解除します

既払い金 円を

返金してください。

年 月 日

クーリング・オフした後は (クーリング・オフの効果)

- 支払ったお金は返してもらいましょう。商品を使用していたり、工事が完了していたりしてもお金を支払う必要はありません
- 受け取った商品は引き取ってもらいましょう(宅配の場合、着払いで送りましょう)
- 事業者が「ハガキを受け取っていない」「メールを受け取っていない」と主張しても、ハガキやメールを出した時点でクーリング・オフの効果が発生しているので、心配ありません
- クーリング・オフの理由を尋ねられても、答える必要はありません
- 商品の引取りにかかる費用や違約金、損害賠償の請求などにも応じる必要はありません

他にも…

クーリング・オフ期間中に受けたサービス(例:エステティック施術やリフォーム工事など)の代金を請求されたり、「クーリング・オフできない」とうその説明をされたり、脅されて手続きさせてもらえなかったなどのクーリング・オフ妨害を受けたりしたときは、お住まいの市町村等の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

あ けない 出ない
「帰ってください」は
はっきりと

訪問販売には、すぐに扉を開けないで、
扉ごしに対応しましょう

被害に
あわないための

あ い う
え お

い りません
相手にしないで
電話を切る

電話勧誘販売には、
あいまいな返事をしないで
「いりません」とはっきり言いましょう

う まい話は要注意

10万円の投資で倍
もうかります!

「もうかる」「今ならお買得」
「安くします」には注意しましょう

え んりょなく
まわりに相談

どう思う?

高額な買い物はひとりで決めないで、
家族や信頼できる知人などに
相談しましょう

お かしいと思ったらすぐ
お住まいの市町村の
消費生活相談窓口へ

相談窓口

特定商取引法では、訪問販売・訪問購入や電話勧誘販売の場合には「勧誘に先立って、会社名や勧誘目的、商品などを明示しなければならない」と定められています。販売が目的であることを隠したり、偽ったりして近づく悪質業者には注意しましょう。また、一度断った人に対して再勧誘することは禁止されています。訪問購入では、飛び込みでやって来ることも禁止されています。強引な勧誘に負けず、不要ならきっぱり断りましょう。

お住まいの市町村の相談窓口

☎

相談受付時間

(((消費者ホットライン ☎ (局番なし) **188**)))

お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します

大阪府消費生活センターの利用案内

開所時間 午前9:00～午後5:45
(土・日・祝休日・年末年始は休み)

消費生活相談 ☎06-6616-0888
月～金 午前9:00～午後5:00

所在地 〒559-0034
大阪市住之江区南港北
2-1-10 ATC ITM棟3階
■ニュートラム「トレードセンター前」駅下車すぐ

ウェブサイト 「消費生活事典」
<http://www.pref.osaka.jp/shouhi/>

大阪府消費生活センターメールマガジンにご登録ください

大阪府消費生活センター便り